

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第73号

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和27年岩手県条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条から第204条までの規定により、知事、副知事、県議会の議員、教育長、委員会の委員、監査委員、<u>自治紛争調停委員</u>、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人、選挙立会人その他の特別職の職員（以下「特別職の職員」という。）の受ける給与並びに旅費及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(給与の額)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 前条第1項の通勤手当、寒冷地手当及び期末手当の額は、一般職の職員の例による。ただし、一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号。以下「給与条例」という。）第38条第2項中「100分の125」とあるのは、「<u>100分の170</u>」とする。この場合において、期末手当基礎額は、知事が別に定める特別職の職員を除き、給与条例別表第1行政職給料表（以下「行政職給料表」という。）10級の職務にある職員の例による。</p> <p>(給与に関する特例)</p> <p>第4条 県議会の議員に対しては、第2条第1項の規定にかかわらず期末手当を支給するものとし、その額は、一般職の職員の例による。ただし、給与条例第38条第2項中「100分の125」とあるのは、「<u>100分の170</u>」とする</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条から第204条までの規定により、知事、副知事、県議会の議員、教育長、委員会の委員、監査委員、<u>自治紛争処理委員</u>、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人、選挙立会人その他の特別職の職員（以下「特別職の職員」という。）の受ける給与並びに旅費及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(給与の額)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 前条第1項の通勤手当、寒冷地手当及び期末手当の額は、一般職の職員の例による。ただし、一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号。以下「給与条例」という。）第38条第2項中「100分の125」とあるのは、「<u>100分の175</u>」とする。この場合において、期末手当基礎額は、知事が別に定める特別職の職員を除き、給与条例別表第1行政職給料表（以下「行政職給料表」という。）10級の職務にある職員の例による。</p> <p>(給与に関する特例)</p> <p>第4条 県議会の議員に対しては、第2条第1項の規定にかかわらず期末手当を支給するものとし、その額は、一般職の職員の例による。ただし、給与条例第38条第2項中「100分の125」とあるのは、「<u>100分の175</u>」とする</p>

。この場合において、期末手当基礎額は、行政職給料表10級の職務にある職員の例による。

別表第1（第3条関係）

名 称		給料、議員報酬又は報酬
知事		月額 <u>1,230,000円</u>
副知事		月額 <u>950,000円</u>
県議会の議員	議長	月額 <u>890,000円</u>
	副議長	月額 <u>800,000円</u>
	議員	月額 <u>770,000円</u>
教育長		月額 <u>750,000円</u>
教育委員会の委員	教育長職務代理者	月額 <u>180,000円</u>
	その他の委員	月額 <u>169,000円</u>
選挙管理委員会の委員	委員長	月額 <u>187,000円</u>
	その他の委員	月額 <u>169,000円</u>
監査委員	県議会の議員のうちから選任された監査委員	
	月額 <u>95,000円</u>	
	識見を有する者のうちから選任された監査委員	常勤の者
非常勤の者		月額 <u>224,000円</u>
人事委員会の委員	委員長	月額 <u>187,000円</u>
	その他の委員	月額 <u>169,000円</u>
公安委員会の委員	委員長	月額 <u>187,000円</u>
	その他の委員	月額 <u>169,000円</u>
労働委員会の委員	会長	月額 <u>187,000円</u>
	会長代理	月額 <u>180,000円</u>
	公益委員	月額 <u>164,000円</u>

。この場合において、期末手当基礎額は、行政職給料表10級の職務にある職員の例による。

別表第1（第3条関係）

名 称		給料、議員報酬又は報酬
知事		月額 <u>1,250,000円</u>
副知事		月額 <u>970,000円</u>
県議会の議員	議長	月額 <u>910,000円</u>
	副議長	月額 <u>820,000円</u>
	議員	月額 <u>790,000円</u>
教育長		月額 <u>770,000円</u>
教育委員会の委員	教育長職務代理者	月額 <u>183,000円</u>
	その他の委員	月額 <u>172,000円</u>
選挙管理委員会の委員	委員長	月額 <u>190,000円</u>
	その他の委員	月額 <u>172,000円</u>
監査委員	県議会の議員のうちから選任された監査委員	
	月額 <u>97,000円</u>	
	識見を有する者のうちから選任された監査委員	常勤の者
非常勤の者		月額 <u>228,000円</u>
人事委員会の委員	委員長	月額 <u>190,000円</u>
	その他の委員	月額 <u>172,000円</u>
公安委員会の委員	委員長	月額 <u>190,000円</u>
	その他の委員	月額 <u>172,000円</u>
労働委員会の委員	会長	月額 <u>190,000円</u>
	会長代理	月額 <u>183,000円</u>
	公益委員	月額 <u>167,000円</u>

	使用者委員 労働者委員	月額 <u>149,000円</u>
収用委員会の委員	会長	月額 <u>187,000円</u>
	その他の委員	月額 <u>169,000円</u>
[略]		
上記以外の特別職の職員	常勤の者	月額 <u>499,000円</u> 以内で知事が定める額
	非常勤の者	月額にあつては <u>572,000円</u> 以内、日額にあつては31,000円以内で知事が定める額

	使用者委員 労働者委員	月額 <u>152,000円</u>
収用委員会の委員	会長	月額 <u>190,000円</u>
	その他の委員	月額 <u>172,000円</u>
[略]		
上記以外の特別職の職員	常勤の者	月額 <u>509,000円</u> 以内で知事が定める額
	非常勤の者	月額にあつては <u>582,000円</u> 以内、日額にあつては31,000円以内で知事が定める額

備考 改正部分は、下線の部分である。

第2条 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(給与の額)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 前条第1項の通勤手当、寒冷地手当及び期末手当の額は、一般職の職員の例による。ただし、一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号。以下「給与条例」という。）第38条第2項中「100分の125」とあるのは、「<u>100分の175</u>」とする。この場合において、期末手当基礎額は、知事が別に定める特別職の職員を除き、給与条例別表第1行政職給料表（以下「行政職給料表」という。）10級の職務にある職員の例による。</p> <p>(給与に関する特例)</p> <p>第4条 県議会の議員に対しては、第2条第1項の規定にかかわらず期末手当を支給するものとし、その額は、一般職の職員の例による。ただし、給</p>	<p>(給与の額)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 前条第1項の通勤手当、寒冷地手当及び期末手当の額は、一般職の職員の例による。ただし、一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号。以下「給与条例」という。）第38条第2項中「100分の125」とあるのは、「<u>100分の172.5</u>」とする。この場合において、期末手当基礎額は、知事が別に定める特別職の職員を除き、給与条例別表第1行政職給料表（以下「行政職給料表」という。）10級の職務にある職員の例による。</p> <p>。</p> <p>(給与に関する特例)</p> <p>第4条 県議会の議員に対しては、第2条第1項の規定にかかわらず期末手当を支給するものとし、その額は、一般職の職員の例による。ただし、給</p>

与条例第38条第2項中「100分の125」とあるのは、「100分の175」とする。  
この場合において、期末手当基礎額は、行政職給料表10級の職務にある職員の例による。

与条例第38条第2項中「100分の125」とあるのは、「100分の172.5」とする。  
この場合において、期末手当基礎額は、行政職給料表10級の職務にある職員の例による。

備考 改正部分は、下線の部分である。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第1の規定は令和6年10月1日から、改正後の条例第3条及び第4条の規定は同年12月1日から適用する。
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。